

### 本号で公布された 法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令（政令第二九一号）（厚生労働省）

一 毒物及び劇物取締法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1 毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録票を都道府県知事が交付することとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

二 その他関係政令の一部改正関係（第一条、第三条、第四条及び附則第三条関係）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令、知的障害者福祉法施行令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方自治法施行令について、所要の改正を行うこととした。

三 施行期日等

1 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

2 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行することとした。ただし、第二条及び第四条並びに附則第二条及び附則第三条の規定は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九二号）（農林水産省）

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第六二号）の施行期日は平成三〇年一月二二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年一月二二日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三二年六月二日とすることとした。

◇卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二九三号）（農林水産省）

一 卸売市場法施行令の一部改正関係

開設者たる法人又はその業務を行う役員が罰金以上の刑に処せられた場合に、中央卸売市場等の認定の欠格事由となる生鮮食品等の取引に関する法律として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五四号）、食品衛生法（昭和二十二年法律第二三三号）等を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二 食品流通構造改善促進法施行令の一部改正関係

題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三 関係政令の整備

所要の規定の整備を行うこととした。（第三条、第一四四条関係）

四 経過措置

沖縄振興開発金融公庫の貸付金等に関する必要な経過措置を定めることとした。（第一五五条関係）

五 附則関係

1 その他この政令の施行に関し必要な調整規定等を定めることとした。（附則第二条、附則第四条関係）

2 この政令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年一月二二日）から施行することとした。ただし、一については、平成三十一年六月二日から施行することとした。

◇土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二九四号）（農林水産省）

一 土地改良法施行令の一部改正関係

1 土地の所有者から耕作者へ事業参加資格を交替する場合の農業委員会に対する申出について、申出書の提出方法及び公告手続を定めることとした。（第一条の五関係）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（政令第二九五号）（厚生労働省）

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二三条の六第二項の規定により行う調査を受けようとする者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に納めなければならない手数料の額を定めることとした。（本則関係）

2 この政令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第三四條の規定は、この政令の施行日以後に法第二三條の六第一項の申請を行った者が納付すべき当該申請についての調査に係る手数料について適用することとした。（附則第二項関係）

3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日となる場合における所要の調整規定を設けることとした。（附則第三項関係）

4 この政令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

2 総代の選挙について選挙管理委員会の管理を廃止することに伴い、総代の選挙に関する規定を削除することとした。（旧第四条、第四七条関係）

二 地すべり等防止法施行令の一部改正関係

所要の規定の整理を行うこととした。

三 施行期日等

1 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2 この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二九六号）（厚生労働省）

1 年金生活者支援給付金の支給に関する事業の円滑な実施のための措置

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年第一〇二号）の施行の日前における同法に基づく年金生活者支援給付金の支給に

関する事業の円滑な実施のため、認定の請求の手續を行おうとする者に対する相談等のための厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求め等の措置を定めるほか、所要の規定の整備を行うものとする。こととした。（本則関係）

2 施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

関する事業の円滑な実施のため、認定の請求の手續を行おうとする者に対する相談等のための厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求め等の措置を定めるほか、所要の規定の整備を行うものとする。こととした。（本則関係）

2 施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

関する事業の円滑な実施のため、認定の請求の手續を行おうとする者に対する相談等のための厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求め等の措置を定めるほか、所要の規定の整備を行うものとする。こととした。（本則関係）

2 施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

関する事業の円滑な実施のため、認定の請求の手續を行おうとする者に対する相談等のための厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求め等の措置を定めるほか、所要の規定の整備を行うものとする。こととした。（本則関係）

2 施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。